

## 令和8年台風第25号により被災された皆様へ 賃貸型応急住宅のご案内

令和8年台風第25号により、ご自宅が全壊等の被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない皆様に対して、県が、災害救助法に基づき県内の民間賃貸住宅を一時的に借り上げて提供する事業を実施します。

### 1 申込み期間：令和8年10月8日(木) から当面の間

### 2 対象者：次の(1)から(4)のすべての要件を満たす方

- (1) 災害発生の日時点において、災害救助法が適用された横須賀市、三浦市に居住していた方
- (2) 当該災害により、次の要件のいずれかを満たす方（罹災証明書などにより確認）
  - ①住宅が「全壊」、「全焼」又は「流失」し、居住する住宅がない方
  - ②住宅が「半壊以上」であっても、住宅として再利用できず、やむを得ず解体を行う方
  - ③住宅が「半壊以上」であっても、水害により流入した土砂や流木等（耐え難い悪臭等を含む。）により住宅としての利用ができず、自らの住居に居住できない方
  - ④二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフラインが途絶している、地滑り等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住宅に居住できないと市長が認める方
  - ⑤災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を利用する方のうち、「半壊以上」であって、修理期間が1か月を超えることが見込まれる方
  - ⑥その他、国と県の協議により、やむを得ず入居すべきと認められた方
- (3) 他に居住できる住宅がなく、自らの資力をもってしては住宅を確保することができない方（入居申込書の申告により確認）
- (4) 災害救助法に基づく「障害物の除去制度」を利用していない方

### 3 賃貸型応急住宅の要件：次の(1)から(4)のすべての要件を満たす住宅

- (1) 賃料(月額)が下表の要件を満たす住宅

| 世帯人員 | 賃料の限度額     | 対象となる物件の所在地                                      |
|------|------------|--------------------------------------------------|
| 1人   | 80,000円以内  | 横浜市（港南区、磯子区、金沢区、栄区）、横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町内の住宅に限る。 |
| 2人   | 125,000円以内 |                                                  |
| 3～4人 | 155,000円以内 |                                                  |
| 5人以上 | 170,000円以内 |                                                  |

- (2) 県が借り上げて被災者に提供することを貸主が同意している住宅
- (3) 不動産仲介業者が斡旋する住宅
- (4) 昭和56年6月1日以降に着工した住宅など耐震性を有する住宅

### 4 経費の負担区分：

|               |                                                      |                         |
|---------------|------------------------------------------------------|-------------------------|
| 県の負担<br>(上限額) | 賃料                                                   | 上記3（1）の額                |
|               | 共益費                                                  | 実費相当額、管理費を含む（通常徴収している額） |
|               | 礼金                                                   | 家賃の1か月分                 |
|               | 仲介手数料                                                | 家賃の0.55か月分（税込）          |
|               | 退去修繕負担金＊                                             | 1年あたり家賃の1か月分            |
|               | 火災保険等損害保険料                                           | 別途、県が加入する保険額            |
|               | 入居時鍵等交換費用                                            | 実費相当額（社会通念上必要な額）        |
| 入居者の負担        | 公共料金（光熱水費）、駐車場使用料、自治会費 等                             |                         |
|               | 入居者の故意又は重大な過失により、上記の退去修繕負担金＊の額を超える原状回復費用が必要となったときの差額 |                         |

＊退去修繕負担金とは、退去時に発生する原状回復の費用をお支払いするもので、清算は要しません。入居者の故意・過失等により退去修繕負担金を上回る原状回復費用が発生した場合は入居者が負担することになります。

**5 入居期間：**入居から2年以内（住宅の応急修理制度を利用する場合は6か月以内）

**6 申込みに必要な書類：**様式は県のホームページからダウンロードできます。

- ☐① 神奈川県賃貸型応急住宅入居申込書（様式第1号）
- ☐② 世帯全員の住民票の写し
- ☐③ 罹災証明書
- ☐④ 物件情報が分かる書類（物件のチラシ、不動産サイトHP写しなど）
- ☐⑤ 申出書（様式第1号別紙）（「全壊、全焼又は流失」以外の場合に提出）

**申込・問い合わせは  
被災時にお住まい  
の市町村へ**

**7 申込先・問い合わせ先**

| 市町村  | 担当窓口    | 電話番号         | 所在地       |                        |
|------|---------|--------------|-----------|------------------------|
|      |         |              | 郵便番号      | 住所                     |
| 横須賀市 | 市営住宅課   | 046-822-9451 | 〒238-8550 | 横須賀市小川町11番地（分館3階）      |
| 三浦市  | 防災危機対策室 | 046-882-1111 | 〒238-0111 | 三浦市初声町下宮田5-11（三浦消防署4階） |

**8 手続きの流れ**

**相談（被災者→市）**

☐被災者は、ご自宅のある市の窓口へ相談し、制度概要と対象要件を確認します。



**物件探し（被災者→不動産店）**

☐被災者は、協力不動産店※が仲介する物件の中から、希望する住宅を選定します。

※協力不動産店リストは、県のホームページからダウンロードできます。

☐不動産店の協力により入居申込書を作成します。その後、申込みに必要な書類（罹災証明書等）を準備します。



**入居申込（被災者→市）**

☐被災者はご自宅のある市に申込に必要な書類を提出します。

☐市や県の審査を経て、審査を終えると県から入居承認通知書が送られてきます。



**入居契約（被災者・貸主・県←不動産店が仲介）**

☐不動産店が契約書を作成し、被災者（入居者）、貸主（大家）、県の三者が契約書に押印します。



**入居（被災者←不動産店）**

☐不動産店から鍵を受取り入居します。

【制度全般に関する問い合わせ先】

神奈川県県土整備局 建築住宅部 住宅計画課住宅企画グループ

電話 045-210-6539